

はじめに

法務省が2011年6月1日にパブリック・コメントに付した法制審議会民法(債権関係)部会の2011年(平成23年)4月12日決定に係る「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(以下「中間的な論点整理」という。)に対する第一東京弁護士会(以下「当会」という。)の意見は、以下のとおりである。

- 1 中間的な論点整理に係るパブリック・コメントの募集に際しては、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」(以下「補足説明」という。)が公表され、その中で、中間的な論点整理の趣旨説明が行われている。

補足説明では、「第3編債権については、(中略)これまで全般的な見直しが行われることなく、おおむね明治29年の制定当時のまま現在に至っている」ところ、「この間に我が国の社会・経済情勢は、通信手段や輸送手段が高度に発達し、市場のグローバル化が進展したことなど、様々な面において著しく変化しており、現在の国民生活の様相は、民法の制定当時とは大きく異なっている」ことから、「民法は国民生活の最も重要な基本法であるので、債権関係の規定についても、この変化に対応させる必要があり」、「その中でも特に契約に関する規定については、国民の日常生活や経済活動に関わりの深いものであるため、早急な対応が求められている」こと、「裁判実務は、民法制定以来110年余りの間に、解釈・適用を通じて膨大な数の判例法理を形成してきたが、その中には、条文からは必ずしも容易に読み取ることのできないものも少なくない」ので、「民法を国民一般に分かりやすいものとするという観点から、現在の規定では必ずしも明確でないところを判例法理等を踏まえて明確化する必要がある」ことが述べられている。

そして、2009年(平成21年)10月の法務大臣諮問第88号において、「見直しを行う観点(見直しの必要性)として、①社会・経済の変化への対応と、②国民一般への分かりやすさという二つが掲げられている」ことを紹介し、①については「民法財産編が制定された明治29年から、既に110年余りが経過しており、①はこの間の社会・経済の変化への対応を図ろうという趣旨である」と、②については「②の分かりやすさは、様々な意味に理解することが可能であるが、主として、制定以来110年余りの間に条文の外に形成された判例法理を明文化したり、不明確な規定の見直しを行うことが想定されたものである」と解説している。

その上で、補足説明は、今回のパブリック・コメントの目的について、「各論点で取り上げられている立法提案に対する賛否を問う趣旨のものではない」、「今回のパブリック・コメントにおいて期待されるのは、まず、中間的な論点整理に掲げられている論点に関して、次のステージで議論する際の留

意事項などを指摘する意見である。」「中間的な論点整理には掲げられていない論点であっても、今回の改正作業の中で今後議論すべきであると考えられるものについては、その旨を指摘する意見を是非お寄せいただきたい。」「その他、民法（債権関係）の改正の必要性に関する総論的な意見（前記2(2)参照）や、個別論点を越えた横断的な視点に関する意見なども含め、あらゆる意見が歓迎されている。」と説明している。

- 2 当会は、諮問第88号の掲げる①社会経済の変化への対応及び②国民一般の分かりやすさという二つの観点から見直しを行うことについては賛成である。しかし、見直しの作業は性急であってはならない。民法は、国民の日常生活や経済活動に関わりの深いものであるからこそ、真に必要な部分について、慎重な議論と手続を踏んで見直しが行われるべきである。

中間的な論点整理において採り上げられている論点の中には、過失責任主義の見直しに代表されるように多分に抽象的な理念に基づくもの、解除の手続規定の見直しに代表されるように現行法実務との乖離が著しいものなど、広く国民一般の意見が集められ、少なくとも数年をかけて全国民的な議論を行ってから必要性の有無と方向性を見極めるべき事項が数多く含まれている。中間的な論点整理は188頁、その補足説明は467頁と大部のものであり、その扱う論点はきわめて多岐にわたっている。これら論点の全てについて、その見直し作業を一律に進めるとした場合、実質を伴った形で全国民的議論を行うことは相当程度困難であることが見込まれる。したがって、実質を伴った形で全国民的議論を経た民法（債権関係）の見直しを検討するためにまず行うべきは、見直しを行うべき論点の選別である。

第一に、一般論としては、判例法理の明文化や不明確な規定に対する手当てが見直しの対象となることに異論はないであろう。この点、補足説明が述べる「判例法理」以外の「等」が何なのか、国民一般に分かりやすいものとするために、「主として」ではないにせよ「判例法理を明文化したり、不明確な規定の見直しを行うこと」以外に何を想定しているというのかは、明確にされる必要があるのではないか。仮にそこに学理や抽象的な必要性が含まれるとすれば、立法事実という観点から慎重な対応が求められると考える。

第二に、これまでの法制審議会民法（債権関係）部会での議論の到達点のみならず、今回のパブリック・コメントで寄せられた賛否の意見も重視して論点の選別を行うべきである。反対の意見があるということは、見直しの理由や内容に疑問があるということであり、より広く慎重に意見を集約し、議論を行う必要が高いことを意味する。また、パブリック・コメントの募集に当たっては、東日本大震災の影響により今なお多くの国民や企業が通常の生

活や経済活動状況にないことを十分に考慮に入れなければならない。2ヶ月という募集期間が適当なものであったかについては今後検証が必要となるであろうし、募集期間経過後に寄せられた意見であっても、論点の選別に当たって随時採り入れ、見直しの必要性の有無と急務性の有無の二つの視点から常に選別を重ねるべきである。

なお、法制審議会民法（債権関係）部会での議論の到達点を「～について、更に検討してはどうか。」「～について、検討してはどうか。」「～とする方向で、更に検討してはどうか。」「～としてはどうか。」といった文末表現の書き分けによって示す方式は、議論の到達点を明確化しようとする姿勢については高く評価されるべきものではあるが、提示されている論点の分量と相俟って、国民一般から見て必ずしも分かりやすいものではない。このような改正のプロセスにおいて国民に向けて発信される情報も更に分かりやすいものとすることを期待したい。